

## 豊橋子育て情報ガイドブック等広告事業に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市広告掲載要綱（平成22年8月16日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、豊橋子育て情報ガイドブック、ホームページ等の豊橋市こども未来部の広告事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査機関)

第2条 広告掲載の可否等について審査するため、豊橋市子育て情報ガイドブック等広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置し、豊橋市附属機関設置条例（令和6年豊橋市条例第3号）第4条の規定に基づき必要な事項を定める。

2 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 公募の場合の事業者の選定に関する事。
- (2) 広告掲載等の可否に関する事。
- (3) 広告掲載の規格等の決定に関する事。
- (4) その他広告掲載に関する事。

3 審査会は、別表に掲げる委員で組織する。

4 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、市職員の任期はその役職にある期間とする。また、再任は妨げない。

5 審査会に委員長を置き、こども未来部長を持って充てる。

6 審査会においては、委員長が議長となる。

7 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

8 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

9 審査会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 第3項の規定にかかわらず、委員長は、当該広告事業について特に関係があると認められる関係者がある場合は、当該関係者を臨時の委員とすることができる。

11 委員長は、必要があると認めるときは、当該広告に関連する事務を所掌する課等の長又は関係者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

12 審査会の庶務は、こども未来部子育て支援課において行う。

(事業者の責務)

第3条 市と広告事業に関し事業者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受

けることのないように配慮しなければならない。

- 2 事業者は、広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月20日から施行する。

別表（第2条関係）

|     |                  |
|-----|------------------|
| 委員長 | こども未来部長          |
| 委員  | 子育て支援課長          |
| 委員  | こども未来館事務長        |
| 委員  | こども若者総合相談支援センター長 |
| 委員  | 保育課長             |
| 委員  | 豊橋子育てネットゆずり葉代表   |